

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ส.1/2565
เรื่อง การปรับปรุงมาตรการส่งเสริมการลงทุนภาคเกษตร

非公式訳
投資委員会布告
第 Sor. 1/2565 号
件名：農業部門への投資奨励措置の改定

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名「投資奨励政策および基準」に引き続き、

経済開発の指針かつ国家戦略に基づく国家的課題となる農業部門への投資を促進し、農業部門を向上させるべく、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の権限に基づき、投資委員会は以下のように発布する。

第 1 項 仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の 1 類に下記の内容を追加し、業種、条件および恩典を以下の通り定める。

業種	条件	恩典
1.25 デジタル農産物ショッピングセンター	1. 登録資本金の 51%以上をタイ国籍者が保有すること。 2. 農家や事業者へのサービス提供のためのプラットフォームおよび農産物品監視・品質管理システムを有すること。また、プロジェクトで使用するソフトウェアまたはプラットフォームを開発するためにタイ国内での開発プロセスまたはタイ国内における外注を行わなければならない。 3. B2B（企業間取引）形態でのみ農産物を販売すること。 4. 法人所得税免除の恩典使用対象の収入は、品質基準の認証を得た農産物の販売による収入でなければならない。 5. トレーサビリティ（Traceability）システムおよび品質試験のための実験室などの品質検査プロセスを有すること。	A 3
1.26 農業および食品産業の工業団地または奨励対象地区	1. バンコクおよびサムットプラカーン県に立地しないこと。 2. 総面積は 200 ライ以上であり、工業用の面積が総面積の 60%以上 75%以下でなければならない。 3. 農業、農産品加工、食品、農産物・農業の副産物・残り屑あるいは廃棄物を主原料と	A 3

業種	条件	恩典
	して使用する事業所、ならびに科学技術や人材育成の支援サービスとなる事業所の面積は、全ての事業所の面積の 80%以上でなければならない。 4. プロジェクトに以下のサービスおよび施設を有すること。 - 実験室・試験室 - 農業または食品の知識に関する教育育成機関 - 適切かつ標準的なインフラストラクチャ、あるいは委員会が同意した詳細通りのもの。	

第2項 仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名「投資奨励政策および基準」巻末の業種 1. 11, 業種 1. 18 および業種 6. 10. 2 の内容を廃止し、以下の内容をその代わりに使用することで、奨励対象業種を改定する。

業種	条件	恩典
1. 11 天然エキスの製造または天然エキスからの製品の製造 1. 11. 1 天然エキスの製造、または同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造	<u>場合 1 高度技術を使用するプロジェクト</u> 1. 高度な抽出技術を使用すること。 2. 同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造は、プロジェクトの収入が発生する前に、ハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局（Food and Drug Administration）もしくは他の国際標準機関または相当する機関に登録されること。期限通りにできない場合は、奨励証書が取消される。 <u>場合 2 現代の一般的技術を使用するプロジェクト</u> 1. 同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造は、プロジェクトの収入が発生する前に、ハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局（Food and Drug Administration）もしくは他の国際標準機関または相当する機関に登録されること。期限通りにできない場合は、奨励証書が取消される。	A 2 A 3

業種	条件	恩典
1. 11. 2 天然エキスの抽出プロセスを有しない天然エキスからの製品の製造	2. 政府の研究成果または政府との共同研究成果を商業的に製造する場合、追加で法人所得税を1年間免除する。 1. 同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造は、プロジェクトの収入が発生する前に、ハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局（Food and Drug Administration）もしくは他の国際標準機関または相当する機関に登録されること。期限通りにできない場合は、奨励証書が取消される。 2. 操業開始期限日までに PIC/S に基づく GMP 基準または相当する基準などの、製造工場の基準認定を受けること。期限通りにできない場合は、奨励証書が取消される。 3. 政府の研究成果または政府との共同研究成果を商業的に製造する場合、追加で法人所得税を1年間免除する。	A 3
1. 18 医療食品（Medical Food）の製造	「医療食品」としてタイ食品・薬品管理局（Food and Drug Administration）もしくは他の国際標準機関に登録されること。	A 2
6. 10. 2 現代医薬品の製造	操業開始期限日から2年以内に PIC/S に基づく GMP 基準の認定を受けること。	A 3

尚、仏暦 2565 年（2022 年）2 月 3 日より有効とする。

発布日：仏暦 2565 年（2022 年）3 月 18 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長